

由仁町社協居宅サービスステーション運営規程

(制定 平成12年 3 月22日)

施行 平成12年 4 月 1 日

一部改正 平13. 4. 1、平16. 4. 1
平18. 2. 1、平18. 4. 1
平20. 9. 1、平22. 4. 1
平23. 4. 1、平24. 4. 1
平25. 4. 1、平26. 8. 1
平28. 4. 1、平29. 4. 1
令2. 4. 20、令3. 4. 1
令6. 4. 1

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人由仁町社会福祉協議会（以下「由仁町社協」という。）が開設する由仁町社協居宅サービスステーション（以下「事業者」という。）が行う指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問介護（介護予防訪問介護相当）（以下「訪問型サービス」という。）事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業者の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が要介護状態等にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護及び訪問型サービス（以下「指定訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 指定訪問介護等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 指定訪問介護等を行う事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 由仁町社協居宅サービスステーション
- (2) 所在地 夕張郡由仁町東栄87番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業者に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を兼ねるものとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、介護福祉士又は1級課程修了者の資格を有し、事業者に対する指定訪問介護等の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、個別サービ

ス計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 1名以上

訪問介護員等は、介護福祉士又は資格取得研修課程修了者の資格を有し、指定訪問介護等のサービス提供に当たる。

(4) 事務職員 1名

指定訪問介護等事業に係る必要な事務を行うこととし、当面は由仁町社協職員を兼務させて当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとし、年中無休とする。(ただし、1月1日は除く。)

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとし、サービス提供時間は午前8時から午後6時までとする。

(3) その他 利用者の需要の状況等により、営業日又は営業時間についてサービス提供が円滑に行えるような体制に変更することが出来る。

(介護サービス利用契約)

第6条 利用者が事業者の介護サービスの提供を受けようとするときは、別紙第1号様式の契約書を事業者と締結するものとする。

2 前項の契約締結にあたり、事業者は、利用者及び家族に対して【重要事項説明書】により、介護サービス提供に関する内容等の概要を説明するものとする。

(指定訪問介護等の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとし、指定訪問介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準等及び由仁町介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業支給費の額によるものとし、当該指定訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合分の支払いを受けるものとする。また、法定代理受領サービスでない(介護保険外)指定訪問介護を提供した場合は、サービス費用基準の10割とする。その他関係機関からの委託による訪問介護等サービスであるときは、別に定める額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 第9条の通常の指定訪問介護等の実施地域を越えて行う場合に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業者から事業の実施地域までの距離に1キロメートル当たり37円を乗じて得た額とする。ただし、往復の場合は、その額の2倍の額とする。

3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

4 第1項に規定する利用料を別に定めるところにより、その一部を減額することができる。

(緊急時等における対応方法)

第8条 訪問介護員等は、指定訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態

が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の指定訪問介護等の実施地域は、夕張郡由仁町、栗山町及び長沼町の区域内とする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催または法人内の委員会に出席するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を計る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に当該事業所訪問介護員等又は介護者（利用者の家族等高齢者を現に介護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第11条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業者は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 関係機関・団体が実施する現任研修会に年1回参加させる。

2 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、訪問介護員等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、訪問介護員等との雇用契約の内容とする。

- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、由仁町社協と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 5 前項の定めにより、利用者及びその家族が知る必要のある重要な事項については、事業者は文書及び口頭により、利用者及びその家族に対して通知しなければならない。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月10日）

1 この規程は、公告の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

2 改正後の規程の施行日において、改正前の規定によりすでに処理された事項については、な

お従前の例による。

指定訪問介護・訪問型サービス 利用契約書

_____（以下、「利用者」といいます）と社会福祉法人由仁町社会福祉協議会（以下、「事業者」という）は、介護保険法に基づく介護給付の対象となる介護サービス提供及び介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問介護（介護予防訪問介護相当 以下、「訪問型サービス」という）について、次のとおり契約を締結します。

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護を提供し、利用者は、そのサービス提供に伴う料金を事業者に対して支払います。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から利用者の要介護認定又は要支援認定の有効期間満了日までとします。

2 この契約期間の満了3日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、この契約は同じ条件で自動的に更新されるものとします。

（個別サービス計画）

第4条 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及びその希望を踏まえて、「居宅サービス計画等（ケアプラン）」に沿ったサービス種類ごとの「個別サービス計画」を作成し、これに従って計画的なサービスを提供します。また、「個別サービス計画」を作成した場合は、その計画内容を利用者及びその家族に説明します。

2 利用者は、前項に定める「居宅サービス計画」等の内容の変更を希望する場合、事業者申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限り利用者の希望に添うように、速やかに介護支援事業者等への連絡調整等の援助を行うとともに、「個別サービス計画」の変更等の対応を行います。

（介護サービス提供場所・内容）

第5条 利用者に対する訪問介護の内容は、別紙【重要事項説明書】のとおりです。

2 事業者は、サービス事業者を利用者の居宅に派遣し、個別サービス計画に沿って別紙【重要事項説明書】に定めた内容の訪問介護を提供します。

3 前項のサービス従事者は、介護福祉士又は訪問介護員養成研修1～3級課程を修了した者です。

4 個別介護計画が利用者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービス内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了解を得た新たな内容の別紙【重要事項説明書】を作成し、それをもって訪問介護の内容とします。

（サービス提供の記録）

第6条 事業者は、サービス提供の実施ごとに、サービス内容をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとし、利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。

2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管しま

す。

3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所において、当該利用者に関する前項のサービス実施記録を閲覧できます。

4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

(料 金)

第7条 利用者は、サービスの対価として別紙【重要事項説明書】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払います。

2 事業者は、利用月の料金の合計額を翌月15日までに利用者に請求し、利用者はその料金を同月25日までに支払うこととします。

3 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

(料金の変更)

第8条 利用者の利用料金は関係法令に基づいて決められているものであるため、契約期間中にこれが変更になった場合には、関係法令に従って改定後の金額が適用されます。

なお、事業者は利用者に対して、1か月前までに文書で通知することにより、利用料及び食費等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることができます。

2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく別紙【重要事項説明書】を作成し、お互いに取り交わします。

3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合には、事業者に対し文書で通知することによりこの契約を解約することができます。

(サービスの中止)

第9条 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時15分まで（前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで）に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して別紙【重要事項説明書】に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することができます。この場合の料金は規定に基づき請求します。

(契約の終了)

第10条 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1か月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合

② 事業者が守秘義務に反した場合

③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合

④ 事業者が破産した場合

4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

利用者のサービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払われない場合

② 利用者又はその家族が事業者やサービス従事者又は他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

① 利用者が介護保険施設に入所した場合

② 利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者が死亡した場合

（秘密保持）

第11条 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様の扱いとします。

2 事業者は、利用者及び当該家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等においても利用者及び当該家族の個人情報を用いません。

（賠償責任）

第12条 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

（緊急時の対応）

第13条 事業者は、現に訪問介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

（身分証携行義務）

第14条 サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

（連 携）

第15条 事業者は訪問介護の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。なお、第10条第2項又は第4項に基づいて解約通知をする際は、事前に介護支援専門員等に連絡します。

（相談・苦情対応）

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

（本契約に定めのない事項）

第17条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約の履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところにより、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第18条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、各1通を保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名 利用者

<住 所>

<氏 名>

⑩

代理人

<住 所>

<氏 名>

⑩

事業者

<事業者名> 由仁町社協居宅サービスステーション

(指定都道府県名 北海道、指定番号 0175800101)

<住 所> 由仁町東栄87番地の1

<代表者名> 社会福祉法人由仁町社会福祉協議会 会長 大谷 健治 印